

御協力のお願い(再)

2017.12

〒575-0001
大阪府四條畷市砂4丁目4-37
株式会社樋口商店
電話(代表)072-877-2511

塗料缶廃棄について

塗料缶の廃棄の方法で空き缶(中身は空)にして頂き潰して廃棄をお願いします。
空き缶の中に廃棄物を入れないで下さい。弊社で選別が不可になります。

塗料缶の廃棄の見本



左記の通りに残塗料が無い状態で潰して下さい
(固形状物も不可)

下記の塗料缶の廃棄の場合(追加料金2,000円/缶～ 頂きます。)処理困難物になります。
(下記の写真は一部の例です。)



蛍光灯(水銀使用製品)の処分方法

10月1日より法律改正で弊社では処分不可になりました。
混入していた場合別途処理料金を請求または返品させていただきます事ご了承承願います。

※再生業者へ委託可能ですのでご相談頂けます様お願い致します。
(蛍光ランプ・HIDランプ・水銀電池など)

※ご不明点などは営業部までご連絡くださいます様お願い申し上げます。